

がん保障特約付住宅ローン（中京カード、なか総信、全国保証）



商品名	がん保障特約付住宅ローン										
保証会社	(株)中京カード、なか総信、全国保証(株)										
商品の特徴	<p>がん罹患された場合に一般の医療保険やガン保険ではまかなえない住宅ローン残高の半額または全額の返済が可能となります。</p> <p>万一の場合、住宅ローンの心配をせずに治療に専念でき、病気が治った後の住宅ローンの心配もありません。</p> <p>ただし、次のような点にご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込時および借入時のご年齢に制限があります。 ・ がん罹患されたことのある方はご加入いただけません。 ・ ご加入にあたり、申込人の健康状態等について所定の書面により告知いただきます。告知の内容により、保険会社にご加入をお断りすることがあります。 ・ がんの進行度合によって補償額が50%となる商品や、対象外となる場合（上皮内がん等）があります。 ・ 申込金額について、5,000万円を超える場合、医師による所定の「診断書」等が必要となります。 ・ 「待機期間」があり、住宅ローン実行日（責任開始日）より90日間の発病等は対象外となります。（就業不能・失業信用費用保険をセットされた場合の当該保障に関する待機期間は3ヵ月となり、この間の発病等は対象外となります。） ・ 金利が上乘せとなる商品があります。 										
ご対象年齢	<p>【中京カード】【なか総信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込時に20歳以上50歳以下で、最終返済時80歳未満の方 <p>【全国保証】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込時および借入時に20歳以上50歳未満で、完済時80歳未満（80歳到達日の属する月の前月末まで）の方 										
ご融資金利	<p>当行の住宅ローン変動貸出基準金利（当行短期プライムレート+0.375%。以下、基準金利といたします）を基準とする変動金利方式、または、固定金利特約期間2年、3年、5年、7年、10年の固定金利方式よりお選びいただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの基準金利は店頭に掲示しています。 ・ 基準金利は、原則、毎月16日から翌月15日までの間は同一ですが、期間内に変更する場合があります。 ・ ご融資金利は、申込日ではなく借入日の基準金利により決定します。 ・ お選びいただいた基準金利に基づいて商品ごとに以下の金利を適用します。 <p>【中京カード】【なか総信】</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) がん保障特約付</td> <td>…基準金利</td> </tr> <tr> <td>(2) がん保障特約付+就業不能信用費用保険</td> <td>…基準金利+0.15%</td> </tr> <tr> <td>(3) がん保障特約付+失業信用費用保険</td> <td>…基準金利+0.15%</td> </tr> <tr> <td>(4) がん保障特約付+就業不能信用費用保険+失業信用費用保険</td> <td>…基準金利+0.30%</td> </tr> </table> <p>【全国保証】（「住まいる いちばんネクストV」）</p> <table border="0"> <tr> <td>(5) がん保障特約付住宅ローン</td> <td>…基準金利+0.10%</td> </tr> </table>	(1) がん保障特約付	…基準金利	(2) がん保障特約付+就業不能信用費用保険	…基準金利+0.15%	(3) がん保障特約付+失業信用費用保険	…基準金利+0.15%	(4) がん保障特約付+就業不能信用費用保険+失業信用費用保険	…基準金利+0.30%	(5) がん保障特約付住宅ローン	…基準金利+0.10%
(1) がん保障特約付	…基準金利										
(2) がん保障特約付+就業不能信用費用保険	…基準金利+0.15%										
(3) がん保障特約付+失業信用費用保険	…基準金利+0.15%										
(4) がん保障特約付+就業不能信用費用保険+失業信用費用保険	…基準金利+0.30%										
(5) がん保障特約付住宅ローン	…基準金利+0.10%										
連帯債務者扱い	<p>【中京カード】【なか総信】 お取り扱いできます。</p> <p>【全国保証】お取り扱いできます。ただし、団体信用生命保険の被保険者は主債務者の方100%加入となります。</p>										
親子リレー	【中京カード】【なか総信】【全国保証】いずれもお取り扱いできません。										
団体信用生命保険への加入	<p>当行または保証会社が指定するがん保障特約付団体信用生命保険に加入していただきます。</p> <p>万一の場合、保険金により借入残高の半額または全額が返済されますので、ご家族の方にご返済の負担が軽減されます。</p> <p>■【中京カード】【なか総信】【全国保証】の共通のご留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込人を被保険者、当行を保険金受取人とします。 										

- ・保険料は当行が負担します。
- ・ご利用いただく住宅ローン商品ごとに適用金利が異なる場合があります。
- ・過去の病歴や現在の健康状態等により保険会社をご加入をお断りする場合があります。
- ・申込時まで悪性新生物（がん）に罹患したと医師により診断確定されたことがある場合はご加入いただけません。
- ・保険に加入できない場合、住宅ローンを利用できません。また、本ローンがご契約に至らなかった場合には、保険にご加入いただけません。
- ・借入日より90日間は、がん保障特約の対象となりません。
- ・「上皮内がん（上皮内新生物）」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」はがん診断給付金支払いの対象外となります。
- ・がん診断給付金は、ご請求時点での住宅ローン残高相当額が対象となります。
- ・がん診断給付金のご請求にあたっては、被保険者ご本人からご請求いただくこととなります。
- ・がん保障特約は、団体信用生命保険の特約としてご加入いただきます。
- ・がん診断給付金において、残りの住宅ローンの元利金のうち、利息の一部について支払われない場合がございます。（約定返済分の遅延損害金等は支払われません。）
- ・ローン契約者でなくなった場合、保険は終了いたします。

■【中京カード】【なか総信】個別のご留意事項

- ・上皮内新生物（上皮内がん）および皮膚その他の悪性新生物（皮膚がん）に生まれて初めて罹患し医師により診断確定された場合、一時金30万円を被保険者ご本人にお支払いする（お支払いは1回のみ）「上皮内がん・皮膚がん保障特約」が付加されます。
- ・生まれて初めてがん（悪性新生物）に罹患し医師によって診断確定され、所定の先進医療による療養を受けた場合、がんの治療や診断を目的とした先進医療費用の自己負担金相当額（技術料と同額）を1回の療養につき最大500万円、通算で1,000万円までをがん先進医療給付金として被保険者ご本人にお支払いする「がん先進医療特約」が付加されます。
- ・「上皮内がん・皮膚がん保障特約」、「がん先進医療特約」は、団体信用生命保険の特約としてご加入いただきますが、どちらか一方のみに加入する取扱いはできません。
- ・複数の住宅ローンをご利用される場合でも「上皮内がん・皮膚がん保障特約」、「がん先進医療特約」は、各々1口しかご加入いただけません。
- ・上皮内がん・皮膚がん保障特約一時金およびがん先進医療特約給付金の受取人は、被保険者ご本人となります。
- ・ご希望により、「就業不能信用費用保険」「失業信用費用保険」のいずれか一方または両方の保険をセットした「がん保障特約付住宅ローン」をお選びいただいた場合、それぞれの信用費用保険に加入いただきます。
- ・借入日より3ヵ月間は、「就業不能信用費用保険」「失業信用費用保険」のいずれも保障の対象となりません。
- ・がん診断給付金または、死亡・高度障害保険金のどちらか一方が支払われた時点で、保険は消滅します。
- ・当保険は、カーディフ生命保険会社（信用費用保険はカーディフ損害保険会社）の引受となりますので、保険内容についてご不明な点については「被保険者のしおり」に掲載の問い合わせ先へご連絡ください。
- ・「保険金によるご返済ができない場合（免責事項）」など、より詳しい保険内容の説明については「申込書兼告知書兼同意書」掲載の重要事項、「被保険者のしおり」を必ずお読みください。
- ・責任（保障）開始日および保険金のお支払いは以下のとおりです。

(1) 責任開始日

保 険 種 類	責 任 開 始 日
団体信用生命保険	ローン借入日から
がん保障特約保険	ローン借入日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から
上皮内がん・皮膚がん保障特約	ローン借入日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から

がん先進医療特約	ローン借入日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から	
就業不能信用費用保険 失業信用費用保険	対象期間	待機期間、免責期間をのぞくローン全期間
	待機期間	ローン実行日（または加入承諾日）の翌日より6ヵ月
	免責期間	事故（支払事由）発生日より1ヵ月
	てん補期間 支払限度期間	就業不能の場合…36ヵ月 失業の場合…6ヵ月

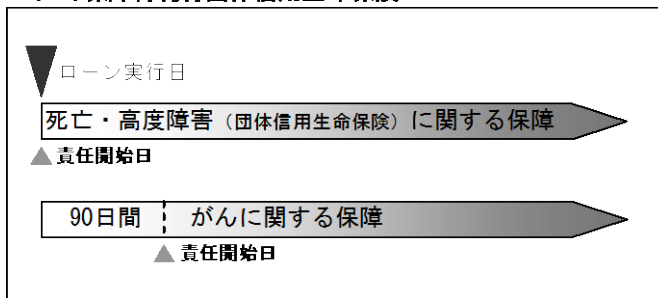
用語解説

〔待機期間〕責任開始日から起算する保険種類ごとに定める期間で、この期間に発生した支払事由については保険金が支払われない。

〔免責期間〕所定の支払い事由の発生日から起算する保険種類ごとに定める期間で、この期間に発生した支払事由については保険金が支払われない。

〔てん補期間、支払限度期間〕免責期間終了日の翌日から起算する保険種類ごとに定める期間をいい、1回の保険金支払事由ごとにこれを限度として保険金が支払われる。

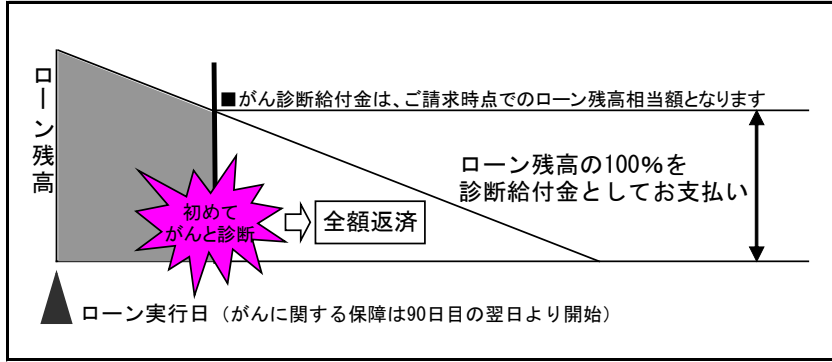
《がん保障特約付団体信用生命保険》



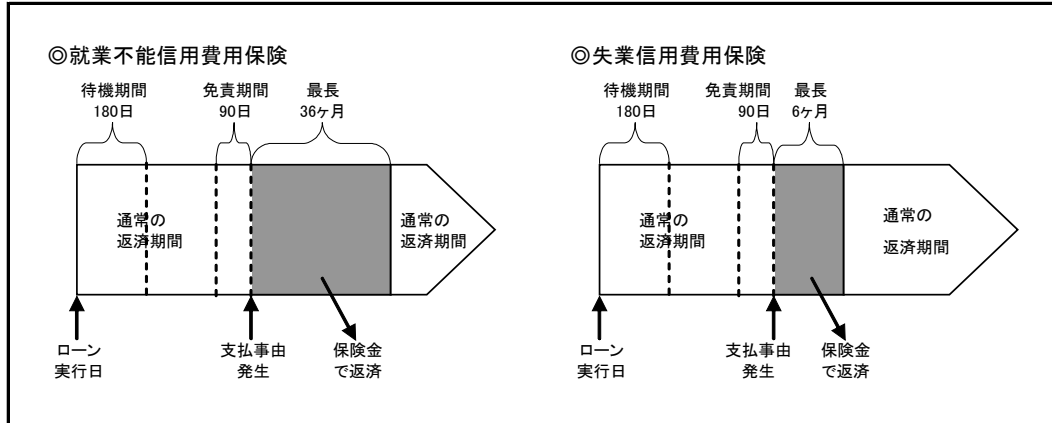
(2) 保険金のお支払い

保 険 種 類	保険金が支払われるとき	保険金の支払金額
団体信用生命保険	死亡または高度障害状態になったとき	支払事由が発生した時点での未償還額（利息を含む）
団体信用生命保険のがん保障特約	責任開始日以降に、悪性新生物に生まれて初めて罹患したと医師により診断確定されたとき	支払事由に該当したときの未償還額（利息を含む）
上皮内がん・皮膚がん特約	責任開始日以降に、上皮内がんまたは皮膚がんに生まれて初めて罹患したと医師により診断確定されたとき	一時金 30 万円 （お支払は1回限り）
がん先進医療特約	責任開始日以降に、悪性新生物に生まれて初めて罹患した医師により診断確定され、所定の先進医療による療養を受けたとき	1回の療養につき 最大 500 万円、 通算上限 1,000 万円
就業不能信用費用保険	待機期間以降に、病気・ケガにより1ヵ月を超えて就業できない（入院、医師の指示による自宅療養等）とき	最長 36 ヵ月を限度とする毎月のローンの返済額に充当 年収の60%かつ2,400万円が上限
失業信用費用保険	待機期間以降に、本人の就業意思にかかわらず失職し、1ヵ月を超えて再就職できないとき	最長 6 ヵ月を限度とする毎月のローンの返済額に充当 年収の60%かつ2,400万円が上限

《がん保障特約保険》



《就業不能信用費用保険・失業信用費用保険》



■【全国保証】個別のご留意事項

- ・がん診断給付金 100%または、死亡・高度障害保険金のどちらか一方が支払われた時点で、保険は消滅します。
- ・がん診断給付金 50%が支払われた時点で、がん保障特約保険は消滅しますが、主契約部分（死亡・高度障害保険）のみ継続します。
- ・当保険は、明治安田生命保険株式会社の引受となります。
- ・責任（保障）開始日および保険金のお支払いは以下のとおりです。

(1) 責任開始日

保険種類	責任開始日
団体信用生命保険	ローン借入日から
がん保障特約保険	ローン借入日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から

(2) 保険金の支払い

保険種類	支払われるとき	支払金額
団体信用生命保険	死亡または高度障害状態になったとき	支払事由が発生した時点での未償還額（利息を含む）
団体信用生命保険のガン保障特約	責任開始日以降に、悪性新生物に生まれて初めて罹患したと医師により診断確定されたとき	支払事由に該当したときの未償還額（利息を含む）のうち 早期がん（Ⅰ期）…50% 進行がん（Ⅱ～Ⅳ期）…100% 余命6ヵ月診断時…100%

※ここでのがん保障特約付団体信用生命保険に関する説明は、当行（または保証会社）が保険契約者としての立場からローン利用者のみなさまの便宜のために行っています。いわゆる保険募集のための説明ではありません。

その他

上記以外の項目につきましては、「非提携住宅ローン（中京カード保証）」「非提携住宅ローン（なか総信保証）」「非提携住宅ローン（全国保証「住みいる いちばんネクストV」）」のお取扱いに準じます。
詳細につきましては、それぞれの商品概要説明書をご参照ください。